



# 議会

# だより

## Topics



12月定例会 …………… 2～7ページ

一般質問 …………… 8～12ページ



## 能登半島地震 被災地支援活動の 出前授業を実施

令和6年4月19日に丹波中学校の生徒に対し出前授業を実施しました。この授業では2月・3月に被災地で支援活動を行った2名の村職員が写真などを活用し、わかりやすく生徒に伝えました。生徒も真剣な様子で話を聞き、災害が起きたときの様子や、被災したときの心構えなどを知ることができて、とても良い経験になったと思います。

# 丹波山村小規模企業振興 基本条例の制定が否決！

# 村議 会

令和5年

## 12月定例会

12月定例議会は12月8日に開会し、同日閉会しました。審議した案件は報告1件、条例等5件、補正予算6件、の合計12件が提出され、11件が原案のとおり可決いたしました。審議内容を要約してお伝えします。

■令和5年度丹波山村一般会計補正予算（第5回）の専決処分の承認

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,150万9千円とするものです。

ふるさと納税業務委託の補正です。

### 質疑応答

**守屋保志** ふるさと納税の委託料、3,000万円の内容についてお尋ねします。

**地方創生推進室長** 今年度、村で中間事業者と業務委託契約を結んだ分の業務委託料として3,000万円計上しました。

**守屋保志** 委託したことにより、どのようなメリットがあるのかと、実際にふるさと納税の納税額がアップしたのか、答弁願います。

**地方創生推進室長** 令和5年6月から三者契約で業務委託している中間事業者の幅広い知識や経験を取り入れ、ポータルサイトへの掲



▲(株)シーショアシルク 磯部さん

載内容の拡充、寄附額が伸びる時期の対応、返礼品の開発や強化により寄附額が増額しました。

**守屋保志** この業務委託は、村と相手側の会社1社で行われているものなのか。ポータルサイトとか、何かいろいろなものも含めて、この委託なのか教えてください。

**地方創生推進室長** 丹波山村で起業したシーショアシルクという会社、小さな村87サミットで交流がある和歌山県北山村の事業所、村の三者で契約しており、発送の管理などは北山村の事業所、発送の準備やお客様への問合せの対応などは丹波山村の事業者という役割分担を持ちなが

ら、運用しています。

**酒井隆幸** 今現状のふるさと納税の寄附額と、委託料の現状の総額を教えてください。

**地方創生推進室長** 11月末までの寄附額の合計が1億2,564万1,100円となっています。また、中間事業者へ11月末までに支出した業務委託料は6,949万7,284円となっています。

**酒井隆幸** 寄附額が、今、1億2,500万円ほどありますけど、この中で共通の返礼品と、村の返礼品の割合、金額についてお尋ねします。  
**地方創生推進室長** 共通返礼品の一番の主力商品が山梨市の桃で、およそ9割以上を占

めています。

■丹波山村公営企業の設置等に関する条例の制定

現在村の簡易水道、下水道は特別会計として事業を実施していますが、令和6年4月から法適用の公営企業として事業を実施するため、この条例を制定するものです。

質疑応答ありません。

■丹波山村特別会計設置条例の一部を改正する条例

簡易水道と下水道が公営企業となりますと、簡易水道、下水道の両特別会計は不要となりますので、それを廃止するための一部改正です。

質疑応答ありません。

■丹波山村職員給与条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び山梨県人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料表及び期末勤勉手当の支給割合の改定などを行うための一部改正です。

質疑応答ありません。



▲酒井隆幸議員

## ■丹波山村小規模企業振興基本条例の制定

小規模企業の振興が村の地域経済の発展及び村民の生活上に果たす役割の重要性を鑑み、小規模企業だけでなく、村や関係団体、村民が相互に理解、連携し、地域の経済のさらなる活性化を目指し、その基本理念や基本的事項を定めるものです。

本条例の基本理念としまして、小規模企業者が地域で経済や雇用など重要な役割を果たしているとの基本認識の下、企業自ら自主的な努力を尊重しながら、関係団体、機関が連携し、一体となって支えていくことになっていきます。この基本理念に基づき、経営や人材育成などの基本的施策が示され、村、事業者、商工会などが連携し、村民の理解、協力を得ながら、小規模事業者の成長、発展を目指し、村を活性化していくという内容です。

### 質疑応答

**守屋保志** 昨日の全員協議会の説明で、商工会からの要望

であることは理解できましたが、この場におられる1名の議員を除く方々は商工会員であります。この条例案のこの点について何も認識をしていませんでした。商工会員、また、村民の皆様にご理解をいただけるように、丹波山村小規模企業振興基本条例の制定に至るまでの経緯について改めて説明を求めます。

**振興課長** 丹波山村商工会から、丹波山村小規模企業振興基本条例の件について要望がありました。県内では、もうほとんどの市町村が制定しているということで、丹波山村でも定めてほしいとの要望をいただき、検討した結果、今回、条例として提出したという経緯です。

**守屋保志** 既にこの条例が制定されている自治体の実例を拝見しますと、幅広い観点から条例案を検討するために、識見者、対象企業、団体及び行政による勉強会や懇話会等を開催し、基本計画を策定し、それに対し、一般住民からの意見聴取、いわゆるパブリックコメントによる意見公

募を経て、計画が作成されていることが確認されます。丹波山村においては、このように基本計画の策定はしないのか、伺います。

**村長** 我々の勉強不足というところもあり、その辺の持つていき方は本当に足りないところがあったかもしれません。商工会から、もう県内でほとんどの市町村が策定しているとの聞き、丹波山村でも作らなければいけないという、思いもありました。今時点で基本計画の策定は無いので今後商工会と、商工会側でも事業者と話さないと、先へ進めないで、事後になってしまいうすけど、これは村のためになりますので、考えていきます。

**守屋保志** この基本計画に基づき施策について、その体系や具体的な施策の説明も企業や村民にいま、この条例だけが先行するというところに対して、村長はどう捉えているのか、伺います。

えれば、村民の不利益やいろいろな問題が起きる可能性があることを、この条例で勉強しました。今後は、慎重に、勉強しながらやっていこうと考えています。

**守屋保志** この条例でいう小規模企業の定義について、条文中にある中小企業基本法第2条第5項の説明をお願いします。

**村長** 法律が全て頭に入っているわけではないです。私の考えていることは、本当に個人事業主も何も同じレベルで考えていきたいと思います。これはあくまでも、この条例の中でやるべきこと、国から県や村が補助することはありますが、当然ここに入らない、法律上入らない事業主も、個人事業主であっても、村の協力としてはやっていきたいと考えています。

**守屋保志** この定義で、小規模企業者とは、例えば製造業、建設業とか輸送業などで常時使用している従業員数が20人以下の企業です。そのほか、卸売業、サービス業、小売業などは5人以下というように人

数が定義で制限されています。先ほど、村長が言われた中小企業基本法の定義で村もやっていくということで確認したいのと、この村にも、例えば20人以上の業者がいた場合、その業者にとっては全然無関係な条例になってしまおうと思われませんが、そういったことは考えているのか伺います。

**村長** この条例はあくまでも小規模事業者に対しての条例ですが、ここから外れた大きい企業や、個人事業主という人たちもいますので、それら村全体を基準に考えていくのがこの村のやり方で必要なことと認識していますので、本当にできるだけ広くやろうとは考えています。

**守屋保志** 多分温泉は20人以上従業員抱えていると思いますから、この条例のままですと、除外となります。温泉も含めて、この村の中のもういった企業を網羅するのであれば、この条例の小規模企業じゃなくて、やっぱり中規模も含めた条例というふうには、改正も含めて検討してほしい

と思いますが、いかがでしょうか。

**村長** 特に温泉は、村の核になります。この目的や理念にあるように、温泉が活性化することで村が大きな動きがあつて、条例に外れてても、当然これと同様にやっています。

**守屋保志** その次に、第5条の2項で、住民への理解を深めるという条文があります。この深める手段をどう考えるのか伺います。

**村長** 村のやる事業はなるべく広い範囲で伝えることが大切、それイコール理解を深めるということなので、広報や情報を公開していくことを考えています。

**守屋保志** ある自治体では、施策の実施状況を取りまとめ公表するということが条文化されています。

丹波山村でも、条例の条文に入れていただいて、きちんと何をやってるのかっていうのは見える化したほうが私にはいいと思うので、ぜひこの辺も考えていただき、改正できるのであれば改正して

いただきたいと思います。

**村長** 4番議員の質問の意図は分かります。見える化っていうのは絶対必要なだと当然理解しています。

この条文に入れることは、この段階では考えていませんが、また今後、広報の在り方も含めて、皆さんに見える化っていうのが一番大事だと思つてます。その辺も踏まえて、今後、皆様とまた協議をしていきたいと思つていますので、そのときはいろいろご意見ください。

**守屋保志** 第9条で、必要な財政措置というふうな条文があります。どういふふうな形でそういうことを考えているのか伺います。

**村長** この条例をつくれれば、国、県から補助事業が来たときに、村の負担分があるかもしれません。村単独で何か支援する可能性もありますし、基金やふるさと納税などを利用して、起業などに補助できるように財措措置は講じたいと考えてます。

ただ、あくまでも厳しい財政の中なので、計画的に皆さ

んと協議しながらやっていきたいと思つています。

**守屋保志** 第10条で条文化されている必要な事項は村長が別に定めるといふ規定がありますので、その内容の公開と説明をお願いします。

**村長** 今後改正するときは、当然改正の条例の議決を伺います。特に今定めてるわけではなく、何か変わる前にはまた提出しますので、ご理解ください。

**守屋旭** 第4条の中に、村長が必要と認める施策と載っていますが、これがどのような意味でこの文章を入れたのか説明をお願いします。

**村長** 第4条の1号から8号で基本的にいいと思つています。これでかなり拾つていると思うのですが、時代が変わつてDXとか、デジタル化とか、もし新しいものが出たときには入れられるよう、幅を持たせるための9号だと考えています。

**守屋旭** この商工会からの要望というのは、会長名で正式な文書で要望があつたのか、

それとも口頭での要望だったのか、お尋ねします。

**振興課長** 商工会が役場に来庁し、口頭で要望がありました。

**守屋旭** 会長名ではなく、商工会の事務局からという認識でよいのか、お尋ねします。

**振興課長** 商工会の事務局からの要望です。

**守屋旭** 今回のように正式に商工会長から無く、口頭で話があつたときは、商工会にどのように指導をしていくのか、お尋ねします。

**村長** 今後は、先ほどから指摘がありますので、一回冷静に背景を踏みながら進めていこうと、考えています。

**守屋旭** この条例の内容を見ていただき、本当にこの丹波山村に合っている内容なのかお伺いします。

**村長** この条例にはひな形がありまして、本来はそれを村に合わせなければいけません。が、こういう形になりました。だから、全てが合つてるとは思いませんし、完璧に村のおりにはできてないとは思つています。

ただ、事業を今後展開していく上ではこういうものが必要なわけで、広く、受け止めることができるのも必要だと考えております。

**守屋旭** 議会ですらいろいろな意見を聞いて、この条例を丹波山村として落とし込んで、村民とか、企業とか、商工会、各種団体も交えて、またつくり変えていくというお考えをお持ちなのかどうかお伺いします。

**村長** 村の職員で条例をつくるっていうのはすごい時間と知識が必要になってきます。だからこそ、どんな条例も国や県がひな形をくれて、各市町村になるべく合うように作り変えていくのですが、この条例をつくり直すとなると、また違った方向になってしまいます。この条例は別に足りない部分はないようには思いませんので、今後進めていき、さつき言った基本計画を別につくつて、本当に具体的な計画を商工会や事業者の皆さんと進めていくことが近道になると考えてます。

**守屋保志** 反対の立場で討論をいたします。

村長提出議案第59号、丹波山村小規模企業振興基本条例の制定について、反対します。

反対理由は、基本計画の未策定により、小規模事業者及び村民に対し、計画に基づく施策の体系や具体的な施策の概要などの説明のないままに丹波山村小規模企業振興基本条例を制定することは、憲法や地方自治法で保障されている民意に反すると言わざるを得ません。

我々議員は、村民の付託を得て議決権を委ねられた代表である以上、議案の根拠となる基本計画に基づく施策を総合的に理解した上で議論することが二元代表制の議会人としての責務と心得ます。

また、当該実例が制定されている自治体と同様のプロセスを踏むことにより、識見者、対象企業、団体及び行政での議論を重ね計画を策定し、村民におけるパブリックコメントを経て、丹波山村に

ふさわしい条例案を導き出し、その上で議案として上程することこそが本来の執行機関としての本質であると指摘して、反対討論といたします。

**広瀬直照** 先ほど一般質問の

ような長い質疑がございました、一個一個消していったら、その中で行政や村長からお話を聞いて、私は理解したものと思っていました。先ほどの例に挙げられた自治体は、しっかりまずつくってから議題を通すってこういう方向がありました。こういう例もあるんですけど、例を取れば、自分の都合のいい例を取り上げればいいわけですから、逆に、言い方を変えると、先ほどの村長の意見は、確かにまだ基本の計画はないにしても、自分はこういうふうに行きたいという方向性は見えています。ですので、しっかりとやってくる自治体とはまた別で、我々はまず、ここで小規模事業者に不利にならないように先に制定をして、村長もこの案は、村の人たちによくするための案だという考え

ですので、取りやめという方向にはなく、せっかく先ほどのいろいろ質問して、納得してるわけですから、ここで私は村長の意見、また行政の方たちの思いも入れて、柔軟な考えで、賛成いただきたいと思えます。わざわざここで荒あげてく必要はないと思いますので、どうかその辺も考えてご理解をいただければと思えますので、ぜひよろしくお願いいたします。

**守屋旭** この施策に関して反対してるわけではなくて、本当に丹波山村に合っているかいうところと、本当に村民のためになっているかというところが重要で、村民に質問さ



▲守屋旭議員

れたら、自分なりには勉強しますけども、多分説明できない。基本計画とかあると、そのまま資料を読んだとしても、基本計画ですから、そういうのも意図でしっかりと答えられる。だから、別にこの条例の内容議案自体を没にするのではなくて、しっかりとしたものをもう一度つくって、3月なりに上げればいいと思います、丹波山村っていう誇りを持って、それをしっかりととした条例として上げてくれば、村民、各種団体、議会、役場が一体となつてつくったものだよっていうのがいいと思ってますから、そういう意味での今回、ちょっと反対にはなってしまうんですけども、そういう願いも込めて、反対討論とします。

**白木昭一** 私は賛成いたします。特に小さい村っていうのは従業員も少ない小規模事業者、これを救済したり応援する条例だと私は思ってるので、これ、何ら反対する理由はないと思います。

県内で4市町村はまだ制定

をしてないということで、これは県のほうから下りてきた条例だと私は理解していますので、これを蹴ったら、県のほうでは勝手にしてくださいということになって、今後に影響すると思えます。ですから、私は賛成をいたします。

**結果**

反対者3名  
反対多数により否決

**■丹波山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

国民健康保険税の産前産後に係る所得割額及び均等割額の減額措置です。期間は出産予定月の1か月前から出産予定月の翌々月までの4か月間です。

**質疑応答**

**広瀬直照** この内容が出産被保険者の国民健康保険税を4か月間減額しますという内容だと思えます。

具体的にはどのような方が幾らぐらい減額になるのかお尋ねします。

**住民生活課長** 対象者は、国

民健康保険に加入している被保険者ということになります。妊産婦が対象です。

どのくらい減額になるのかというご質問ですが、一例を申し上げますと、例えば旦那さんが1人で働いて、お子さんが1人、妊産婦のお母さんが1人で、収入が400万円程度の3人のご家庭になりますと、大体、国民健康保険税で4万6,000円の減額になります。あくまでも一般例、おおよその減額分とご理解いただければと思います。

**広瀬直照** 問題は、申請がすぐ面倒くさい場合が多くて、その時点で私はもういいやつという可能性も出てくると思います。ですが、どのように申請すればいいのかお尋ねします。

**住民生活課長** この申請については、本当に極めて個人情報になることですので、出産の予定者がいれば、母子保健の担当で、母子健康手帳を妊産婦に交付します。そのときに課内では情報を共有できま

把握できますので、減額の対象者として事務を進めさせていただきます。と思っています。

### ■令和5年度丹波山村一般会計補正予算(第6回)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,358万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,509万1千円とするものです。

### 質疑応答

**守屋保志** 村税の歳入が510万5千円、増えるという説明でしたが、その内容と理由をお伺いします。

**総務課長** 村税について、個人の村民税の調定見込額が確定しました。425万2千円、を追加しております。同じく固定資産税も、軽自動車税も、当初予算より実際の調定見込みが多くなっています。固定資産税については、固定資産が多くなっている、軽自動車税については台数が増えている、村税については、所得が多かったことが税額が増えた理由です。

**守屋保志** これは現年度分だけなのか、過年度の滞納分も含まれているのかお伺いします。

**総務課長** この補正は現年課税分のみです。

**守屋保志** プロジェクトマネジャーについて、この予算を組み替えた理由を説明願います。

**地方創生推進室長** 任用形態が、今回フルタイム会計年度任用職員として任用したため組替えをしました。

**守屋保志** 業務委託から任用にすると最終的に支給される金額が幾らになるか把握しているのか伺います。

**村長** 今回は任用型で会計年度任用職員ということで、給料表等を使って支払いますので、基本的には保険代とか諸経費を加えると委託と変わらない予算になります。

**守屋保志** 雇用関係があるのが任用で、無いのが業務委託ということと理解しています。雇用関係の有無によって、どのようなことが変わるのかお尋ねします。



▲木下喜人村長

**村長** 雇用関係があるということは、基本的には職員スタイル。今は会計年度任用職員、昔でいう臨時職員です。

今回、一般社団法人たばやま観光推進機構へ出向する形で、要は村が配属先を指定ができるということです。

**守屋保志** 会計年度任用職員と業務委託には、拘束時間、地方公務員法の適用、年金、医療保険、副業の可否等に差があるんですが、最終的な支給額は変わらないということと理解してよいか伺います。

**村長** 村では決まった予算内、640万円という国からの特別交付税措置があるの

考えるかなので、会計年度任用職員でいきます。

**白木昭一** 扶助費の非課税世帯給付金、これは村で何件ぐらい該当するのか伺います。

**地方創生推進室長** この非課税世帯給付金につきましては、令和5年12月1日時点で丹波山村の住民基本台帳に登録されている世帯を対象に今想定しています。87世帯と予備で1世帯分計上しており、7万円掛ける88世帯の616万円が算定根拠となっています。

**白木昭一** 税金を払っている人には今回は通知が来ないのか伺います。

**地方創生推進室長** 対象要件としまして、12月1日現在で丹波山村の住民基本台帳に登録されている世帯と、あと世帯全員の令和5年度の住民税均等割額が非課税である世帯、この2点が要件になっていますので、住民税が課税世帯は対象外となります。

**白木昭一** 私が今懸念していることは、山村留学や、新しく村へ移住してくれた人がたくさんいます。例えば、お父さ

# 一般会計補正予算第6回の内訳

## 主な歳入 (単位：千円)

区分	補正額	主な内容
村税	5,105	村民税 4,252
国庫支出金	12,899	戸籍住民登録費補助金 4,873 地方創生臨時交付金 8,026
寄附金	27,000	ふるさと納税
繰入金	△ 8,840	財政調整基金
村債	△ 2,582	臨時財政対策債
計	33,582	

## 主な歳出 (単位：千円)

区分	補正額	主な内容
総務費	26,161	ふるさと納税業務委託 16,000 非課税世帯給付金 6,160 戸籍住民登録費 システム改修 6,761 人件費 △ 2,516 選挙費 △ 2,700
民生費	5,458	介護保険特別会計繰出金 1,438 後期高齢者医療広域連合負担金 2,006
衛生費	118	人件費
農林水産業費	527	人件費
土木費	250	人件費
消防費	45	消防施設費 通信費
教育費	1,023	人件費 664
計	33,582	

んは東京に住所がありそこで税金を払い、お母さんと子供は村に住所があり、税金を払っていない場合には、この予算がその世帯で対象になるのか伺います。

**地方創生推進室長** 世帯分離してありますと、そこが1世帯という形になりますので、例えば奥さんが住民税の均等割額が非課税世帯ということであれば、旦那さんが課税であったとしても、世帯は分離しておるので、この対象になります。しかし、世帯全員が

課税者から扶養されている世帯、例えば、旦那さんが東京に住所があり、丹波山村に奥さんとお子さんがいるという世帯で、世帯が分離しても、扶養されている世帯は支給の対象外となります。

**令和5年度丹波山村国民健康保険特別会計補正予算(事業勘定第3回・直診勘定第2回)**

事業勘定は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5千円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,355万6千円とするものです。

システム改修費・国民健康保険事業費納付金等の補正です。

直診勘定は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,199万2千円とするものです。

人事院勧告に伴う人件費の補正です。

質疑応答ありません。

**令和5年度丹波山村簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)**

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,473万6千円とするものです。

人事院勧告に伴う人件費の補正です。

質疑応答ありません。

**丹波山村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)**

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ308万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,477万2千円とするものです。

電気代と人事院勧告に伴う人件費の補正です。

質疑応答ありません。

**丹波山村有線テレビ放送施設事業特別会計補正予算(第1回)**

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ2,996万6千円とするものです。

電気代の補正です。

質疑応答ありません。

**令和5年度丹波山村介護保険特別会計補正予算(第3回)**

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ844万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,658万3千円とするものです。

システム改修費等と保険給付費の補正です。

### 質疑応答

**守屋保志** 利用者の増額という説明でしたが、この金額で何名分なのかお尋ねします。

**住民生活課長** 663万円の

内訳ということですが、およそ2種類のサービスの増額について見込んでいます。1つ目は、村外で利用する通所介護サービスが2名分。施設で短期入所、いわゆるショートステイが3名分、計5名分の給付費の増額を見込んでいます。

# 一般質問



守屋保志議員

## 地方公共団体の

## 条例と規則について

**守屋保志** 条例や規則を制定する理由をお尋ねします。

**村長** 丹波山村として財産の管理、事務処理、行政を執行するために、当然条例や規則が必要となりますので、法律からそれないルールを丹波山村自身としてつくることだと理解、考えています。

**守屋保志** 条例の種類について、どのようなものがあるのか、お伺いします。

**村長** 幅が広過ぎまして、質問の趣旨、要旨が分かりません。丹波山の条例、例規集が2冊ありますという答えです。

**守屋保志** 要旨というか、条例というものはどういった種類があるかお伺いしました。条例の種類には、法令により制定を必要としている条例、例を挙

すけど、答える側としては、通告、要旨っていうものがありまして、それに沿ってある程度やってもらわないと、多分このまま答えが進まないと考えてますが、もう少し詳しくお願いいたします。

**守屋保志** 通告要旨と今言われたんですけど、通告要旨で制定する理由とか効果とか運用とか伺っており、項目で、きちんと条例の制定について伺っています。それで、憲法とか地方自治法でそういったものは認められるという、保障されているものですといったことを全て要旨として細かく提出してきます。今言った罰則というのは、地方自治法の第14条の第3項に、普通地方公共団体は法令に特別のものを定めるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対して、2年以下の懲役もしくは禁錮、100万円以下の罰金、留置、料料もしくは没収の刑または5万円以下に過料を科する旨の規定を設けることができる、こういった地方自治法に定めがあるんですけど、ちょっと残念な答弁でした。認識がないということと理解しました。

**守屋保志** 条例や規則を制定することにより、どのような効果があるのかお尋ねします。

**村長** 法律からそれることなく、村の行政を執行していく道筋になると考えています。

**守屋保志** 条例、規則制定後の運用はどのような体制で行っているのかお尋ねします。

**村長** 基本的に役場、総務課が主となり、管理します。それで、各担当で確認しながら運用、また改正等が必要になれば、対応していくという形になっています。

**守屋保志** 村の例規集を見ると、既の実態のない設置条例などが散見されます。所管課では、それらの改廃手続はどのようにしているのか、伺います。

**総務課長** 例規集、確かに実態のないものについても、そのまま残っているという指摘、そのとおりです。この指摘にのっとりまして、今後、見ていきたいと思えます。もう存在していないものについては、改廃の手続を取りたいと思えます。

**守屋保志** 今定例会において丹波山村小規模企業振興基本条例というのが提案されています。村内の小規模事業者が対象になると理解をしています。その対象となる小規模事業者への説明は済んでいるのか伺います。

**振興課長** 今回の基本理念を定めた条例を提出しましたが、今回該当します小規模事業者に対しては、説明はしておりません。

**守屋保志** 調べたところ、全国や県内の自治体でも同様な条例制定が行





白木昭一議員

われていることが確認できました。いずれの自治体でも、時間をかけて計画案をまず策定し、パブリックコメントを経た上で計画を策定、決定するというプロセスを踏んで、詳細な説明をした後に条例を制定するという経過が見てとれます。いきなり丹波山村はこの条例案が提案されましたが、小規模事業者に様々な体系や施策の概要などの説明がないまま、条例案が提案される理由を説明してください。

**村長** 後ほど条例の議案で出てきますが、県の商工連合会から商工会を通じて依頼があり、県内27市町村のうち、23市町村はもう制定してありますが、条例です。内容を見る限り具体的なものでは示されていません。私は6月の議会で、そういう小規模事業者とか、起業等したい方々に支援できる何か基金等を考えていきたいというのもありましたので、この条例は小規模事業者、商工会関連ですけど、個人事業主等も含めて、村の

中の事業者が活性化していくことで、この村がよくなると思いました。今回の条例についてはパブリックコメントはしていませんが、村のためになると思い、今回、上程しました。

**守屋保志** 丹波山村でも表彰条例が制定されていますけれども、その制度の内容を説明してください。

**総務課長** この条例には、自治功労表彰、また一般表彰が入っております。表彰対象がある場合、毎年11月1日に表彰を行います。自治功労表彰には、村長として満4年以上その職にあった者、また、村議会議員、副村長及び教育長として満8年以上その職にあった者、また、識見を有する者のうち選任された監査委員並びに教育委員会の委員、農業委員会の委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員として満12年以上の職にあった者等が規定されています。また、一般表彰としては、商工業、農林業及び建設業、

その他産業経済の振興に顕著な功績があった者等が記されています。

**守屋保志** 毎年11月1日に該当者がいれば表彰をするということですが、該当者はいなかったのかお尋ねします。

**総務課長** 本日に申し訳ないですが、村長として満4年以上その職にいた者については、該当があります。毎年11月1日に行う表彰の期日がありますが、ただし、特別の事柄があるときには、ほかの期日に行うことができますという旨の規定があります。

**守屋保志** 村長は常々、法の遵守というものを公言されています。役場職員自らによる条例の未執行や実態のない条例の未処理も現に確認をされており、さらには、条例の制定に向け、行うべき作業であるプロセスを踏まない事実について、執行機関を預かる最高責任者として村民に対する説明責任を果たすことはもとより、村の条例と規則についても十分にご理解をいただくことを念頭に

置き、行政運営を進めていく必要があると考えます。よって、条例と規則の制定について、その周知の在り方も含め、村長の所見を伺います。

**村長** 先ほどの件ですけれど、こちらの目が届かず、勉強不足もあり、いろいろご迷惑かけているところがありますので、それは謝罪いたします。周知に関してはネットで公開されていますので十分周知されていると思います。この半年間仕事をしていく中で、条例を見ていくと外れているところ、ずれているところ、誤字脱字等が現実に出てきます。それらを踏まえて、職員と一歩上の段階から村民サービスを提供するため、総務課長等ははじめ、いろいろ皆さんと考えていきます。

あとは、今後新しい条例つくる時にも、いろいろな方の意見、また報告するべきことは報告しながら考えていくとして、今回改めてお願いしたので、今後ともよろしくお願いいたします。

## 今後の村政の運営について

**白木昭一** 丹波山村長に就任され、早くも半年が経過いたしました。そこで、行政を引き継いだ長として、前政権に対しての感想を伺います。

また、村長としてこれから何を考え、何をしたいのか、率直なご意見と決意を伺います。

**村長** まず、行政を引き継いだ長と

しての前政権に対しての感想ですが、政策に関しましては、私も役場職員として関わってきたことも多くありますので、特にこの半年で変わった感想はありません。ただ、いろいろ事業を運営してきた中で、これはいつの時代でもそうなのかもしれませんが、ここ数年ですが、極端な偏りが生じているかなという感

想です。

**村長**として何を変えたいかということですが、まずは、村政に対して、誰一人取り残さない村づくりということで、公正公平な運営をしていきたいと考えています。公正公平と言うのは簡単ですが、自分がそう思っているけれども、違う角度から見れば、全く違うように捉えられることもあります。そのためにも、多くの方々の意見を聞くなど、冷静に進めていくことを心がけていきたいと考えています。

また、丹波山村は、財政の厳しい小規模な自治体で、県や国、いろいろな方面から助けてもらうことが必要となっています。今後、事業を進めていく上でも、相手方と対等に話せる知識を身につけるよう学習することと、相手に対して不快な態度を取らないよう、おごることなく丁寧な対応をしていきたいと考えております。

**白木昭一** 前政権で公平公正でないような疑わしい部分を私は、強く感じていたんですが、その点は前政権についてどう思われているか伺います。

**村長** 公正公平、前政権に限らず、どの場所でも、いつの時代でも、選挙等も絡んだりして、必ず公正公平、公平公正とうたいながらも、できてるところは少ないと思います。ですので、私は今後、本当に公平公正

正という村になったなということを目指してやっていきたいと考えています。

**白木昭一** 私が今一番心配している問題は、ここ最近、丹波山村でもいろいろな事業に手をつけました。財政は大丈夫なのか、今後の見通しをお尋ねします。

**村長** はつきり言って、丹波山村の財政は厳しい状況にあります。市川三郷町が毎日のようにニュースで話題になっていきますが、交付税に頼る丹波山村にとっては、交付税がなくなることで、市川三郷町を超えるような厳しい状況になっていくと考えられます。ですので、事業を進めていく基本として、地方創生推進交付金など、国や県から補助金を頂いてやってきています。本当に厳しい状況ですが、事業も進めていかないと、消滅町村という話題も出てきますので、バランスを考えながら、今後、進めていく所存です。

**白木昭一** 今、村長の答弁で、地方創生の資金を使っているいろいろやうたいうことは、どんどん借金が目増えるということにも受け止められませんが、そこで、何を重点にして、何を切り捨てていかなければいけないかを伺います。

**村長** 限られた予算の中なので、優先順位はつけなければいけないと思います。ただ、切り捨てるっていう

表現は私はしたくないし、例えば、今ある公共施設が必要なくなれば、財政上いろいろ考えていく必要があります。あと、地方創生交付金で事業を執行していますが、借金は過疎債という形で借ります。ただ、過疎債は1億円借りても、3割だけ村が払えばいいということ、村の借金は3,000万円です。ただ、10年間で返済する中で、借金として

## 役場職員の

## 就労環境について

**白木昭一** 役場職員の働きやすい環境づくりの実現について、村長はどのように考え、指導していくのか伺います。

**村長** 職員の働きやすい環境づくりの実現についてですが、私自身、職員として勤めてきたので、働きやすい職場にしたいと、常にこれを考えています。仕事は手を抜かずやることとが前提ですが、肩の力を抜いて心に少し余裕を持つてできるくらいが、住民や村全体に目が届くと考えています。昨年からメンタルヘルス専門の株式会社ユコラと契約し、各職員のストレスチェックを定期的に行っています。総合データを確認しますと、かなり精神的につらそうな職員もいるという答えが出てきています。専門家からの指摘では、仕事面やハ

形が残っているのは事実です。ですから、そうしたことを踏まえながら、当然財政担当と計画してありますが、多分議員の皆さんもそこまで詳しい内容がつかめなれないと思いますので、先ほど議運の委員長から、毎月これから勉強会しようという中で今後は皆さんに、また村民に伝わるように公表していきたいと考えています。

ラスメント、それぞれに原因があるとのことなので、その会社に個人面談などで相談に乗っていただいている状況です。仕事面やハラスメントは、私が一番の原因である可能性も考えられますので、先ほどの民間の機関や弁護士さんなど、第三者的な視点から指導していただきながら、職員の働きやすい環境づくりを進めていく所存です。

私も職員として長くやってきましたが、職員としてのストレスの大きな原因は信頼関係だと考えています。計画や相談を上げて、理解できないう、何も聞かずに反対する、話しても聞いていない等、逃げるなどの対応は職員にとって逆に逃げ場がなくなります。まず、その解消のために、職員の自主性を重んじます。そこ

に伴う責任を私が負う、職員が困ったことがあっても、逃げないと心がけています。

**白木昭一** 我々議員が最近、パワハラについて弁護士さんに一回講演を聞きました。その後、甲府の自治会館で、パワハラについての法律をつくったメンバーの先生の講演を伺ったところ、職員に精神的または身体的に苦痛を与える言動、職務に関する優越的な関係を背景に行われるも

の、職員の人格や尊厳を害すること、あるいは職員の勤務環境を害すること、ここがパワハラの大い柱になります。これに該当すると、罰を受けます。これになっていきますが、もしこうすることがあっても、個人の職員は抵抗もできませんし、どうにもならない。その場合、最高責任者の村長が職員を守らなければいけないと思います。村長が前面に立って、こういうことを解決する意思があるかどうか伺います。

**村長** 本場に今、パワハラ等、毎日のようにニュースになってます。特に市町村長が多く、議員も毎日のようにニュースになってます。私も本場に気をつけてるつもりですが、職員時代からの名残もあって、職員を傷つけてるかもしれない。やはりパワハラにしても、他のハラスメントにしても、受ける側は本場に精神的にきついと思います。トップとしては、本場にそこを何とか助けてあげたいという気持ちがあります。職

員を守るためにも、来年度は専門会社と協力しながら、さまざまな対応もしていく予定です。議員の皆さんも議員という立場で、何を言ってもパワハラになる可能性があるのかもしれないので、その辺を酌んでもらえればありがたいと思います。課長たちが議会で村民のために、村のために執行部としてやっていけるような環境づくりを私が責任を持ってやっていきます。

## 安心して住み続けることができる村にするために



広瀬直照議員

**村長** 12月1日現在で、人口515人、293世帯となっています。65歳以上の方は226人で、その構成比、いわゆる高齢化率ですか、43.9%となっています。独り暮らしの高齢者となりますと、83世帯、高齢者のみの世帯は34世帯で69人となっています。

**広瀬直照** 丹波山村の人口、世帯数、65歳以上の方の人数、その構成比、また、独り暮らしの方の世帯数、そのほか65歳以上の方の世帯数とその人数についてお尋ねします。

**広瀬直照** 丹波山の昔からの地域や近所などの見守りなどを含め、当村における、現状での見守りについてお尋ねします。

**村長** 村の見守りの状況ですが、民生委員や保健師による訪問、食生活

改善推進員会、社会福祉協議会が実施している高齢者配食事業があります。これらは定期的に実施していますが、このほかにも、丹波山村ならではの思いますが、近所、親戚や仲間の日頃からお付き合いが濃いですし、移動販売車での販売等の声かけや、農協や郵便局など多くの方が携わっている中で、多分全国平均以上の見守りはできていると考えています。

**広瀬直照** 都市部では丹波山村のような見守りができないので、趣味のサークルやボランティア活動に参加して、その仲間同士で見守るという方法を推進しているという状況です。それを含め、実際の丹波山の現状を村長がどう見ているかお尋ねします。

**村長** 今一番私が懸念しているのが老人クラブです。老人クラブの会長

からも、会長、役員をする会員もない、入ってくれないという話があります。村民の皆さんが65歳になったら参加してもらい、活性化できる老人クラブになれば、多分みんなが目指す高齢者見守り、高齢者のための生活、安心・安全というのが一番の近道になると考えてます。

**広瀬直照** いろいろな異変を早期に気付いたときの相談体制についてお尋ねします。

**村長** 異変等の伝達ですが、役場にある住民基本台帳との情報が必要とされるので、基本的には役場住民生活課が窓口となっています。ただ、急病などの場合は119番に電話をかけることが必要となります。一刻を争うことがあれば、なおさらです。で、また今後、何らかの形で周知していきたいと考えています。

**広瀬直照** 大切なのは、相談しやすい窓口をつくるというのがありましたが、つい最近、救急電話相談窓口のチラシが配られました。いきなり119番に電話をするのではなくて、相談する窓口ができた。丹波山村には相談しやすい窓口、例えばここに電話をすれば話を受けてくれる等の体制について伺います。

**村長** 相談窓口は、役場住民課でこれまでもできていますが、役場は行きにくいという話もあります。ただ、本当に救急が必要な際は、役場に電話をかけたまま役場から救急に電話しなければなりません。119番に電話すると、都留市の東部消防指令センターで受け付けることとなります。そうすると、すぐ救急搬送で出動します。それらを踏まえ、村民に対して周知はしていきたいと思えます。

**広瀬直照** 高齢者世帯にこれからどのような支援を行い、また、新たな取組を考えているのか伺います。

**村長** 今後の取組についてですが、高齢者の不安、不便を取り除くために、来年度当初までには一つの組織、チームを立ち上げたいと考えています。その組織が村社会福祉協議会、ほか各団体と協力しながら、交通弱者、買物弱者対策や見守りも兼ねて活動していただき、また、集まれる場所もいろいろ考えていきたいと考えています。現在、いろいろな視点で調査している段階ですので、具体的な今後の話はできませんが、今後、形にな

りましたら、議員の皆様のご理解が必要になりますので、よろしく願っています。

**広瀬直照** 先ほどの見守り体制の中で、全国的に見守りについていろいろな形で行われていますが、都市部になると、専門的な体制をつくって行うことがあります。村長の考えの中で、専門的なチームにお願いするような考えがあるのか伺います。

**村長** チームを立ち上げということですが、集落支援員制度等を使い、例えばタ

ブレットの使い方が分からなければ教えに行ったり、買物の支援をしたりなど、どういう状況でできるかを今調査、計画中です。

それと、役場職員もよそから来た人が多くて、住民が顔も知らない状況なので、この秋から職員の名刺に写真を入れて、説明等に伺いがたら配れば、顔や担当者が分かり、電話がかけやすくなるなどの取組をし、できるだけ分かりやすく、頼りやすい村を目指していきたいと考えています。



**丹波山村**

のみなさまへ



2023年(令和5年)  
**10月2日** 月  
18時から  
始まりました

急な病気やけがで迷った時は、ココに相談！

## 救急電話相談窓口

携帯電話の場合 → #7119

固定電話・IP電話の場合

24時間  
365日

055-223-1418



緊急・重症の時は **119** 番

休日や夜間に診療できる医療機関をお探しの場合は、以下にご相談ください

**山梨県東部消防指令センター**  
(都留市消防本部・大月市消防本部・上野原市消防本部)  
**0554-45-0119**  
〒402-0053 山梨県都留市上谷2丁目2-9



**丹波山村**

 お問い合わせ先 山梨県防災局 消防保安課 055-223-1430

## 村議会を傍聴してみませんか

次回の定例会は、6月11日の開会を予定しています。村議会は、どなたでも傍聴できますので、お気軽にお出かけください。

## 村議会のテレビ放映について

丹波山村CATVでは、村議会の模様を放映しています。放映日等は防災無線でお知らせいたします。

詳しくは、丹波山村議会事務局 電話 0428-88-0211